

測量・調査・設計・現場技術業務等品質確保技術検査基準

〔平成30年3月23日〕
〔29技管第627号〕

(目的)

- 1 本技術基準は、「測量・調査・設計・現場技術業務等品質確保技術検査要領」(平成30年3月23日付け29技管第626号)の技術的な事項を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(技術検査の内容)

- 2 技術検査は、当該測量等業務を対象として、業務執行技術力、コミュニケーション力及び成果品の品質について技術的な評価を行い、履行について改善を要する事項を把握するものとする。

(技術検査の種類)

- 3 技術検査は、業務の完了時において実施するものとする。

(測量業務、調査業務及び設計業務等における業務執行技術力の技術検査)

- 4 業務執行技術力の技術検査は、検討項目及び検討手法の的確さ及び十分な技術力について技術的な評価を行うものとする。

(測量業務、調査業務及び設計業務等におけるコミュニケーション力の技術検査)

- 5 コミュニケーション力の技術検査は、説明力、協調性及びプレゼンテーション力について技術的な評価を行うものとする。

(測量業務、調査業務及び設計業務等における成果品の品質の技術検査)

- 6 成果品の品質の技術検査は、目的の達成度、的確なとりまとめ及びミスの有無について技術的な評価を行うものとする。

(現場技術業務及び用地補償支援業務における業務目的の達成度の技術検査)

- 7 業務目的の達成度の技術検査は、業務に求められる的確な取りまとめについて技術的な評価を行うものとする。

(現場技術業務における業務実施体制の的確性の技術検査)

- 8 業務実施体制の的確性の技術検査は、実施体制の的確性について技術的な評価を行うものとする。

(技術検査の方法)

- 9 4から8で実施する技術的な評価は、別に定めるところにより行うものとする。

【参照】別に定めるところ－測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領の運用

附則

この基準は、平成30年4月1日より実施する。